

令和6年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業
質問への回答

- Q1. イベントを計画しているが、応募申請までに具体的な日程が確定していなければならぬのか。
- A1. 応募申請時点では、具体的な日程の確定までは不要です。応募申請書等には大まかなスケジュールについて記載をお願いいたします。例「11月に実施」、「10月下旬」など。
- Q2. 消耗品・備品等の購入にあたり、「発注日」や「納品日」が補助金交付決定日以前である場合、支払い日（領収書）が補助金交付決定日以降であれば補助の対象となるのか。
- A2. 「発注日」や「納品日」が補助金交付決定日以前である場合は補助の対象となりません。補助対象事業期間（補助金交付決定日から令和7年3月31日）内に物品購入等の契約手続きを行い、支払いまで完了した経費が補助の対象となります。